

大 津 市 情 報 公 開 審 査 会 答 申

(諮 問 第 5 号)

平 成 1 6 年 2 月 1 0 日

大 津 市 情 報 公 開 審 査 会

答 申

第1 審査会の結論

請求に係る公文書を、印影を除いて異議申立人に対して公開すべきものと判断する。

第2 異議申立ての経過

1 公開請求

平成15年8月12日、異議申立人は、大津市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、大津市長（以下「実施機関」という。）に対し、「中間検査申請書及び計画変更確認申請書」に係る公文書の公開を請求した。

2 実施機関の決定

平成15年8月27日、実施機関は、本件請求に対応する公文書として、「平成14年3月1日に申請のあった中間検査申請書と平成14年5月16日に申請のあった計画変更確認申請書書面及びそれに添付されている書面、それに関係する一切の書面」（以下「本件公文書」という。）を特定の上、「建築計画概要書及び建築基準法令による処分の概要書（ただし、印影の部分は非公開。）」を除く部分（以下「本件非公開部分」という。）を非公開とするとの部分公開の決定（以下「本件処分」という。）を行い、公開しない理由を次のとおり付して異議申立人に通知した。

(1) 条例第7条第2号に該当する。

本件公文書（建築計画概要書及び建築基準法令による処分の概要書を除く。）の図書等については、技術上のノウハウに関する情報が含まれていることから公にすることにより、事業を営む当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。

(2) 条例第7条第3号に該当する。

本件公文書中の関係者の押印部分は、公にすることにより、犯罪の予防、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。

3 異議申立て

平成15年10月6日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により、実施機関に異議申立てを行った。

第3 異議申立ての趣旨

実施機関の本件処分についての処分を取消し、公開の決定を求めるというものである。

第4 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張は、異議申立書及び意見書の記載内容、並びに異議申立人の意見陳述によれば、概ね次のとおりである。

- 1 建築確認済証は、異議申立人に対して交付される。また、建築確認書の申請者は、異議申立人であり、その代理人として建築士が確認申請の申請行為を行う。
従って、確認申請書などの書類の帰属主体は、申請者である異議申立人であり、設計者が確認申請行為の主体ではない。
申請者が提出した公文書の公開を求めている以上「技術上のノウハウに関する情報が含まれていることから公にすることにより、事業を営む当該個人の権利、競争上の地位その他、正当な利益を害するおそれ」は、全くない。
- 2 異議申立人は、建築士と委任契約をし、設計者が作成した著作にかかる図面を利用し（又は買い取り）建物を建築していくものであるから、異議申立人は著作を利用する権利を有している。
そもそも、委任契約は事務処理が終了後は、建築主は設計者に対して、図書の引き渡しを求めることができるのであるから、建築主が申立をしたときには、非公開の理由は全くない。
- 3 設計者の設計図面が公開されることにより、設計者の正当な利益を害するおそれがあるかどうかの点については、以下のとおりである。
 - (1) 設計者と申請者との間では、技術上のノウハウに関する情報は、申請者に対して公開することが前提となっている。
 - (2) 本件公文書は、最終的には申請者に交付するものであり、いずれ申請者はノウハウを知り得るものである。
 - (3) 設計者は、申請者の代理人の資格で、建築確認などの申請をしている以上、代理人固有のノウハウが、申請者との関係では問題にされる性質のものではなく、その意味では設計者独自の利益はない。
- 4 申請者が公開を求めているものであり、第三者が公開を求めているものとは、本質を異にする。
- 5 設計者の技術上のノウハウを保護しているのなら、法律上保護されている根拠を明らかにしてほしい。

6 実施機関は、「確認申請は、業務の途中である」ことを理由に、公開しないとしている。しかし、建築主と監理者との委任契約は、解除している。

7 これまでの申請書類及びどのような指示がされているのかが不明であると、別の建築士に業務を依頼することは困難である。

第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、非公開理由説明書及び非公開理由補足説明書の記載内容、並びに意見・説明を聴取した結果、概ね次のとおりである。

1 本件公文書について

本件公文書は、建築士法第3条の規定に基づき一級又は二級建築士でなければ設計及び工事監理ができない。

申請書の表紙に建築主と設計者それぞれの署名及び押印がされているが、申請書の設計図書は、建築士法第3条に基づき一級建築士（設計者）が作成したものであり、その図書に建築士の氏名、押印および建築士の登録番号等が記載していることから設計者の著作にかかわるものである。

2 条例第7条第2号に該当することについて

建築主が公開を求める建築確認書については、中間検査の指示及び計画変更において、建築士が技術上のノウハウを駆使して設計図書を作成している。

この場合、設計者は申請者の単なる代理人でないとされる。

3 条例第7条第3号に該当することについて

押印部分は、公にすることにより、犯罪の予防、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため公開しない。

4 条例第7条第6号に該当することについて（追加理由）

確認申請は、業務の途中である。確認申請は申請から完了までが一連の業務である。本件は、審査途中であるので、公開されると今後の検査又は審査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため公開しない。

第6 当審査会の判断理由

1 本件公文書は、異議申立人名義で提出され、その内容を異議申立人が了知しているはずのものである。このことからするとその内容を異議申立人が了知しうることは当

然のことである。ただし、本件公文書は、実施機関が組織的に保有する文書であり、また、経過から情報公開制度を通じて公開請求がなされたものであって、情報公開制度に即した判断が必要となる。

情報公開制度の公開請求手続上、請求者が何人かについては問わないことになっており、このため、通常、請求人の如何を問うことなく公開・非公開の判断をすべきこととされている。しかし、本件については異議申立ての経過から、建築確認申請に係る文書提出者本人による請求であることが明らかである。

そこで、本来なら本人が了知しているはずの内容について、確認的に公開請求をしたのが本件請求であると考えることができ、この点に本件請求の特殊性がある。

- 2 条例は、実施機関が組織的に保有する文書について、公開原則の下に、公開を請求する者に対して、情報の公開を進める目的で定められているものであり、非公開事項に該当しない限り公開を認めるものとしている。そして、この制度の下では、公開・非公開の決定は条例上の定めを照らして行われるべきものとなっている。

しかし、本件公文書は、建築基準法、建築士法の法意とそれらに定める手続に照らすと、建築主が希望する建築物について、構造などの諸点で基準に適合したものが建てられるよう、文書提出の手続が定められているものである。したがって建築主たる異議申立人が当然に内容を知っているはずのものであり、また、異議申立人が本人名義で提出したり、異議申立人に対して通知されるはずの文書であるので、形式的には実施機関の組織的に保有する文書であるとはいえ、異議申立人に対して、条例上の基準を機械的に適用してその公開・非公開を判断できるものと考えべきではない。

また、個人情報保護制度がない場合における情報公開制度による本人情報の公開請求について、最高裁第三小法廷平成13年12月18日判決（民集55巻7号1603頁）は、単に個人に関する情報であることを理由に非公開とすることは許されないとして、これを、積極的に解している。

本件は、本件公文書に記載されている情報が異議申立人本人に関する情報であるというのではなく、文書自体が異議申立人本人によって提出されたものであり、また、異議申立人本人の同意の下に提出されたはずのものであり、さらに、異議申立人本人に対して通知されるはずの文書であるという点で、上記最高裁判決に係る事案とは異なるが、上記最高裁判決に照らしても、異議申立人は文書の記載内容を当然に公開される立場にあると判断される。

- 3 上記のことから、異議申立人に対して本件公文書を公開することが情報公開制度の趣旨に合致し、また、本件公文書が本人名義のものであり本人がその内容を再確認することは必要なことであると考えられる。そこで、形式的に判断すれば本件公文書が条例に定める非公開情報を記載していると考えられるところがあるものの、条例第9

条に定める「公益上特に必要がある」ことが認められるものと判断される。そこで、同条に基づいて、異議申立人に対して、印影を除いて本件文書を公開すべきである。

- 4 なお、実施機関の主張は、全体としてみれば、文書及び文書に示された情報について、法的な性格付けを誤っているだけでなく、建築を希望する市民の利益保護に配慮して事態を理解しようとはせず、一部関係者の立場のみに思いをいたしていると指摘せざるを得ない。また、ひろく市民をはじめ一般に行政運営の理解を図るという情報公開制度の目的を正しく理解できていないところがあると思われる。

以上のことから、結論のように判断する。

5 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成15年10月21日	諮問書の受理
平成15年11月28日 (第23回 審査会)	異議申立の内容説明、異議申立の争点の確認 実施機関の意見・説明の聴取 審議
平成15年12月17日 (第24回 審査会)	異議申立人の意見陳述 審議
平成16年1月23日 (第25回 審査会)	答申(案)の検討
平成16年2月10日	答申